

安城市町内公民館建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内公民館の建設費等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において町内公民館とは、地域の住民が文化的活動、教育的活動その他の組織的な活動を行うための施設であって、おおむね次に掲げる施設を備えたものをいう。

- (1) 会議室その他の会議、集会等の開催のために必要な施設
- (2) 実習室その他の学習等のために必要な施設
- (3) 事務室その他の事務管理のために必要な施設

2 この要綱において附属施設とは、町内会が管理する便所、倉庫、自転車置場その他町内公民館に附属し、その用に供せられる施設をいう。

3 この要綱において建設工事とは、町内公民館又は附属施設（以下「町内公民館等」という。）の新築、建替え又は増築に係る工事（附属施設に係る工事が町内公民館に係る工事と一体として行われる場合は、町内公民館に係る一の工事とみなす。）で、その直接経費の額（下水道接続工事及び乗用エレベータ設置工事の費用を除く。）が10万円以上のものをいう。

4 この要綱において改修工事とは、町内公民館等の改造又は修繕に係る工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事であって、その直接経費の額が10万円以上のものをいう。

- (1) 屋根の全部又は一部を改造又は修繕する工事
- (2) 外壁の全部又は一部を改造又は修繕する工事
- (3) 天井、内壁、床その他内装の全部又は一部を改造又は修繕する工事
- (4) 基礎の全部又は一部を改造又は修繕する工事
- (5) その他市長が必要と認めた工事

5 この要綱において設計とは、第3項で定める建設工事又は第4項で定める改修工事を行うに当たり、工事契約に先立って別途契約を行う必要のある設計業務であって、当該業務に係る経費の額が10万円以上のものをいう。

6 この要綱において工事監理とは、第3項で定める建設工事又は第4項で定める改修工事を行うに当たり、工事契約に先立って別途契約を行う必要のある工事監理業務であって、当該業務に係る経費の額が10万円以上のものをいう。

7 この要綱において「下水道接続工事」とは、町内公民館等の公共下水道又は農業集落排水処理施設（以下「下水道等」という。）への接続に係る工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事であって、その直接経費の額が10万円以上のものをいう。

（1）下水道等に接続させるために必要な排水管、排水^{きよ}渠その他の排水施設を設置するための最小限度の工事

（2）下水道等に接続するためにし尿浄化槽を廃止する工事（し尿浄化槽を廃止するために必要なたたき等上部構造物の撤去及び新設を含む。）

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、町内会又は町内会の連合組織（以下「町内会等」という。）とする。

（補助対象工事等）

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象工事等」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）建設工事

（2）改修工事

（3）設計

（4）工事監理

（5）下水道接続工事

（6）乗用エレベータ設置工事

（7）次に掲げる土地（安城市が所有する土地を除く。）の借用

ア 町内公民館等の敷地の用に供する土地

イ 町内公民館等の利用者のための駐車場の用に供する土地

（8）町内公民館等の建設工事等に伴う当該施設の代替用に供する建物等の借用

2 前項の規定にかかわらず、同項第7号及び第8号に掲げるもののうち、次に掲げる経費については、補助金の交付の対象としない。

（1）借上契約（契約の更新をする場合を含む。）に係る敷金、権利金その他のこれらに類する経費

（2）光熱水費等の維持管理費

(3) 移転に伴う各種申請、役務費等の諸経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象工事等の区分ごとに、同表に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額（下水道接続工事に係るものを除き、1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする町内会等が、補助対象工事等に係る箇所についてこの補助金に類似する他の補助金等の交付を受ける場合における補助金の額は、同項の規定により算出される補助金の額から当該他の補助金等の額を控除した額とする。

(補助金の申請等)

第6条 町内会等は、規則第4条の補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 工事（第4条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定するものをいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。）に係る費用の額が500万円以上のもの 施設設計図、平面図、立面図、位置図、見積書及び工事内訳書の写し

(2) 工事に係る費用の額が500万円未満のもの 平面図、位置図及び見積書の写し

(3) 設計 見積書（設計の対象となる建設工事名又は改修工事名が記載されているものに限る。）の写し

(4) 工事監理 見積書（工事監理の対象となる建設工事名又は改修工事名が記載されているものに限る。）の写し

(5) 第4条第7号の借用 敷地図、位置図及び土地賃貸借契約書の写し又は借地料を確認することができる書類の写し

(6) 第4条第8号の借用 平面図、位置図及び建物賃貸借契約書の写し又は借家料を確認することができる書類の写し

(実績報告)

第7条 町内会等は、補助対象工事等が完了したときは、規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事に係る費用の額が500万円以上のもの 工事契約書、工事に要した経費の領収書等及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規

定により交付された検査済証の写し（完了検査を要する工事に限る。以下「検査済証の写し」という。）並びに工事が完了したことが分かる写真

（２）工事に係る費用の額が５００万円未満のもの 工事に要した経費の領収書等の写し及び検査済証の写し並びに工事が完了したことが分かる写真

（３）設計 契約書、仕様書、施設設計図、平面図、立面図、位置図及び設計業務に要した経費の領収書等の写し

（４）工事監理 契約書、工事監理報告書及び工事監理業務に要した経費の領収書の写し

（５）第４条第７号の借用 借地料の領収書の写し

（６）第４条第８号の借用 借家料の領収書の写し

（施設の保全）

第８条 補助金の交付を受けた町内会等は、次に掲げる取壊し又は改修工事（以下「取壊し等」という。）を行ってはならない。ただし、災害の復旧のために行う場合又は市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（１）５００万円以上の費用を要する工事に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して１０年を経過しない日において行う当該工事箇所を含む取壊し

（２）補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年を経過しない日において行う当該工事箇所を含む取壊し等

２ 前項ただし書の規定により前項各号に掲げる取壊し等を行う町内会等が、再度この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする場合は、取壊し等に係る箇所について当該取壊し等の前に実施した補助対象工事等に係る補助金を返還しなければならない。

３ 設計に係る補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して５年を経過した日においても当該設計に係る工事に着手していない場合は、当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第 5 条関係）

補助対象工事等		補助単価	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 建設工事	（１）複数の町内会が合同して使用する町内公民館（一の町内会の連合組織が使用するものを含む。）に係る建設工事で、いずれの町内会も、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去１０年間に建設工事（附属施設に係るものを除く。）に係る補助金の交付を受けていないもの	1㎡当たり１８５，０００円	次のいずれか低い額 （１）補助単価×工事に係る延床面積 （２）実質工事費	4分の３（補助対象経費のうち付表第１の基準額を超える部分にあつては２分の１）	付表第２「補助限度額（ア）」に定める額
	（２）複数の町内会が合同して使用する町内公民館（一の町内会の連合組織が使用するものを含む。）に係る建設工事で、いずれの町内会も、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に建設工事（附属施設に係るものを除く。）に係る補助金の交付を受けていないもの（前号に該当するものを除く。）			2分の１（補助対象経費のうち付表第１の基準額を超える部分にあつては３分の１）	付表第２「補助限度額（イ）」に定める額
	（３）補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去１０年間に建設工事（附属施設に係るものを除く。）に係る補助金の交付を受けていない町内会が行う町内公民館に係る建設工事			2分の１	付表第２「補助限度額（ア）」に定める額
	（４）補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に建設工事（附属施設に係るものを除く。）に係る補助金の交付を受けていない町内会が行う町内公民館に係る建設工事（前号に該当するものを除く。）			3分の１	付表第２「補助限度額（イ）」に定める額
	（５）補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に建設工事（附属施設に係るものを除く。）に係る補助金の交付を受けた町内会等が行う町内公民館に係る建設工事			0	
	（６）補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去２年間に附属施設の建設工事に係る補助金の交付を受けていない町内会等が行う附属施設に係る建設工事		実質工事費	2分の１	4０万円
2 改修工事	（１）５００万円以上の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去１０年間に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けていない町内会等が行うもの	1㎡当たり１２９，５００円	次のいずれか低い額 （１）補助単価×工事に係る延床面積 （２）実質工事費 ただし、改修工事の箇所が壁等の補助単価を算出することが困難又はふさわしくないと市長が認める場合は、実質工事費を適用する。	2分の１	付表第２「補助限度額（ア）」に定める額
	（２）５００万円以上の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けていない町内会等が行うもの			3分の１	付表第２「補助限度額（イ）」に定める額
	（３）補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に同一箇所を含む建設工事又は改修工事に係る補助金の交付を受けた町内会等が行うもの			0	
	（４）５００万円未満の費用を要する改修工事で、補助金の交付を受ける年度の初日の前日から起算して過去５年間に同一箇所を含む建設工事又は改修工事をしていない町内会等が行うもの		実質工事費	2分の１	2００万円
3 設計			実質業務経費	対象となる建設工事又は改修工事の区分に定める率	対象となる建設工事又は改修工事の区分に定める額
4 下水道接続工事			実質工事費	１０分の１０	５０万円
5 乗用エレベータ設置工事			実質工事費	2分の１	３００万円
6 借地		次のいずれか低い額 （１）１㎡当たりの当該年度の固定資産税課税標準額の４％ （２）１㎡当たりの実質借地料	次のいずれか低い額 （１）実質の借地料 （２）補助単価×借地面積（町内公民館の延床面積の４倍を上限とする。）	3分の２	設けない
7 借家			実質の借家料	3分の２	１０万円／月

備考

- 1 補助単価又は補助対象経費に１円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 2 補助対象工事等（設計及び工事監理を除く。）の実施に先立って設計に係る補助金の交付を受けた場合又は工事監理に係る補助金の交付を受ける場合の補助限度額は、当該補助金の額を控除した額とする。

付表第 1

連合町内会数	基準額
2 町内会	1, 000 万円
3 町内会	1, 500 万円
4 町内会以上	2, 000 万円

付表第 2

世帯数区分	標準延床面積区分	補助限度額	
		補助限度額（ア）	補助限度額（イ）
200世帯未満	150㎡未満	1, 800 万円	1, 200 万円
200世帯以上400世帯未満	150㎡以上200㎡未満	2, 100 万円	1, 400 万円
400世帯以上700世帯未満	200㎡以上250㎡未満	2, 400 万円	1, 600 万円
700世帯以上1, 000世帯未満	250㎡以上300㎡未満	2, 700 万円	1, 800 万円
1, 000世帯以上1, 500世帯未満	300㎡以上350㎡未満	3, 000 万円	2, 000 万円
1, 500世帯以上2, 000世帯未満	350㎡以上400㎡未満	3, 300 万円	2, 200 万円
2, 000世帯以上	400㎡以上	3, 600 万円	2, 400 万円

備考

- 1 世帯数区分は、補助対象者である町内会の当該年度の 4 月 1 日現在の世帯数（町内会が連合して建設工事を行う場合にあっては、それぞれの町内会の世帯数を合計した数）とする。
- 2 補助限度額は、世帯数区分に応じたものとする。ただし、工事に係る延床面積が世帯数区分に相当する標準延床面積区分を下回る場合は、標準延床面積区分に応じたものとする。
- 3 町内会が連合して建設工事を行う場合の補助限度額は、この表に定める額に 2 分の 3 を乗じて得た額とする。